

スポーツ少年団に「指導者」として登録するための条件

● 「指導者」として登録するための条件

令和元年度までスポーツ少年団が養成していた「スポーツ少年団認定員」の資格保有者は、併せて「日本スポーツ協会（以下「JSP0」という。）公認スポーツ指導者資格」の一つである「JSP0公認スポーツリーダー」の資格を保有されています。

令和2（2020）年度から、スポーツ少年団に指導者として登録するためには「JSP0公認スポーツ指導者資格」を保有していることが必須となりますが、「JSP0公認スポーツリーダー」のみを保有している方に限っては、指導者としての登録が認められます。

ただし、「JSP0公認スポーツリーダー」のみを保有している方であっても、「JSP0公認コーチングアシスタント」へ資格を移行（免除・登録申請）することで、スポーツ少年団に指導者として登録することが可能です（★）。また、令和5（2023）年度までの間は、移行措置として「JSP0公認コーチングアシスタント」へ資格移行が完了していない「JSP0公認スポーツリーダー」のみを保有している方であっても、スポーツ少年団に指導者として登録することが可能です（詳細下記）。

★ 「JSP0公認スポーツリーダー」から「JSP0公認コーチングアシスタント」へ資格移行した方のうち「スポーツ少年団の理念を学んだ者」としてスポーツ少年団に指導者として登録できるのは、令和元（2019）年度にスポーツ少年団認定員の資格を保有していた方のみ。

● 令和5（2023）年度までの移行措置

令和5（2023）年度のスポーツ少年団登録までは、資格を移行せずに「JSP0公認スポーツリーダー」の資格をもって「指導者」としてスポーツ少年団に登録することが可能。

※令和6（2024）年度以降も、継続して「指導者」としてスポーツ少年団に登録し、活動される場合には、令和5（2023）年度までに「JSP0公認コーチングアシスタント」に資格を移行することが必要。

※「JSP0公認コーチングアシスタント」への資格移行は、移行講習会等を受講する必要はなく、所定の手続き（資格免除申請）を行うことで完了。

	令和2(2020)年度	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度
		＜移行期間＞			
スポーツリーダー					
コーチングアシスタント					

※ スポーツ少年団に「指導者」として登録をすることができる期間を示しています。

